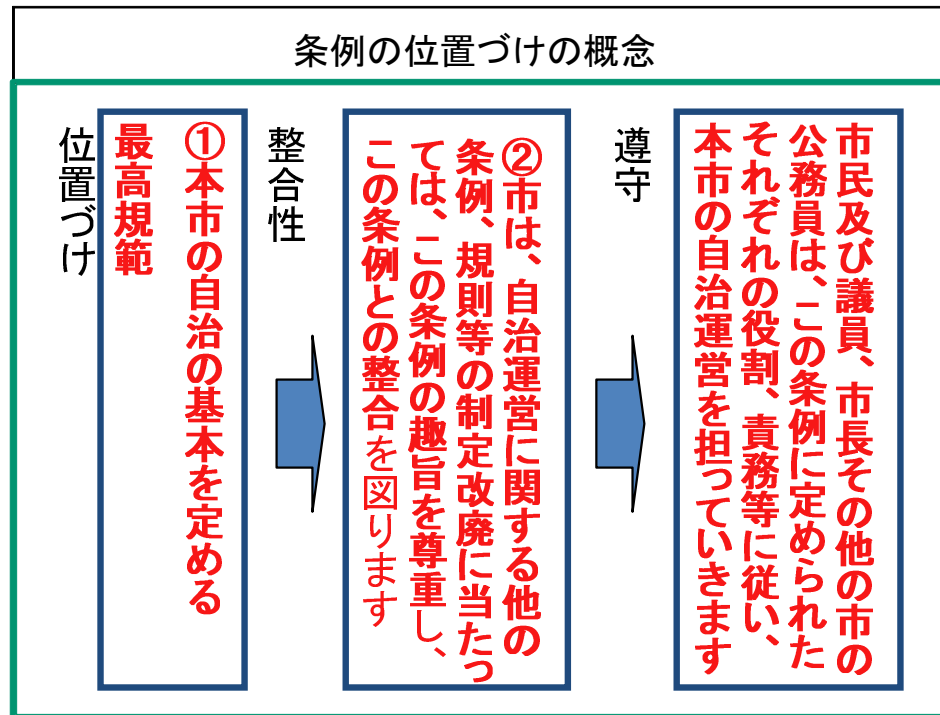


自治基本条例の概要
(最高規範など)

平成22年3月15日

特定非営利活動法人 公共政策研究所
理事長 水澤雅貴

自治基本条例の(14)最高規範 p92



川崎市自治基本条例
(位置付け等) 第2条 この条例は、①本市の自治の基本を定める最高規範であり、②市は、自治運営に関する他の条例、規則等の制定改廃に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図ります。 2 市民及び議員、市長その他の市の公務員は、この条例に定められたそれぞれの役割、責務等に従い、本市の自治運営を担っていきます。

ポイント

(1)この条例の位置付け

下川町自治基本条例は「**町政運営**」における最高規範」としているのに対し、川崎市自治基本条例は「**本市の自治の基本**」を定める最高規範」と規定している。白老町自治基本条例では、「本町の**自治制度**」に関する最高規範であるこの条例」と「本町の**政策執行**」に関する最高規範である**総合計画**」のように、2つの最高規範を設けている点が特筆に値する。

(2) 条例等の整合性(体系化)

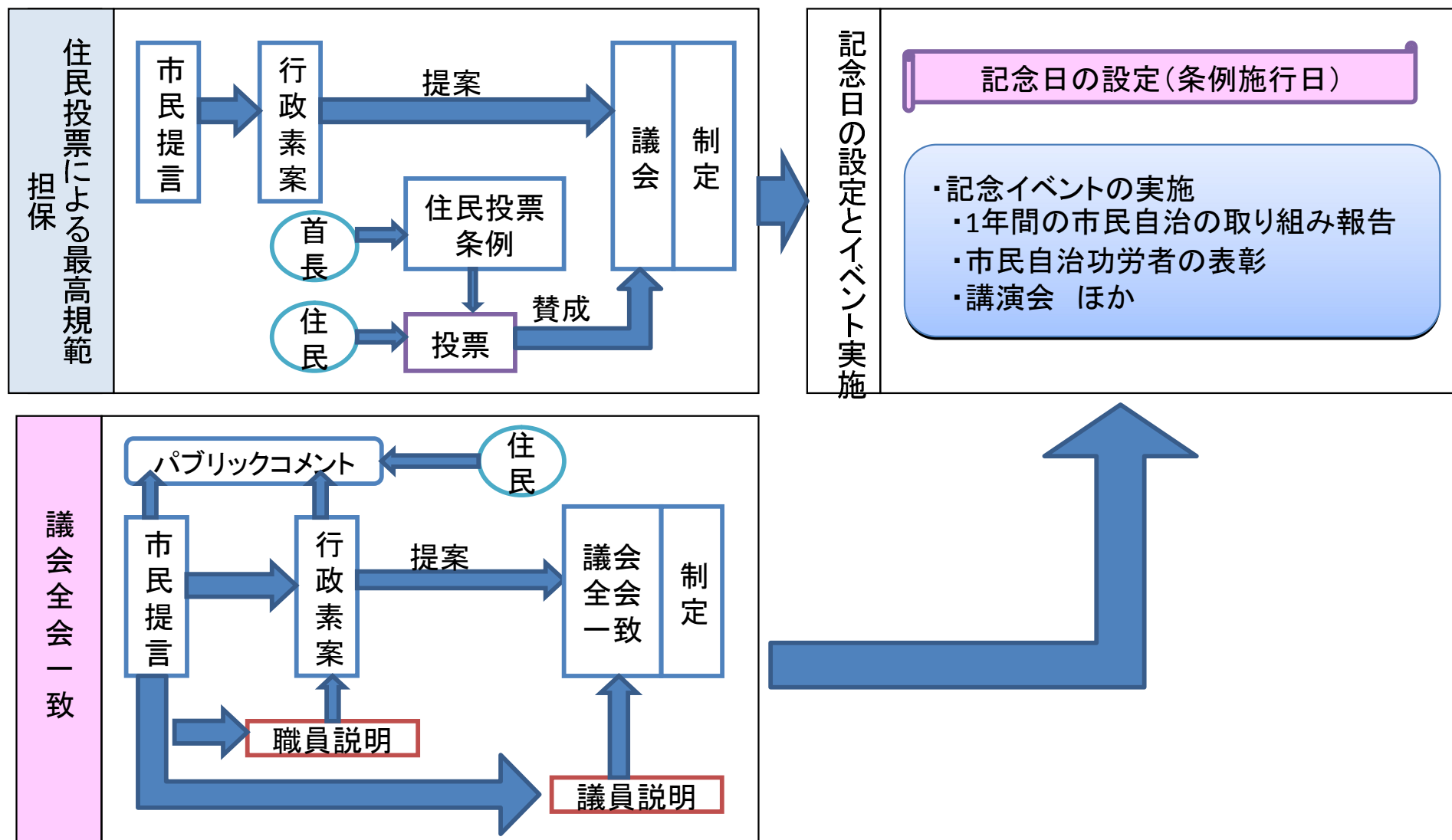
議会及び行政は自治運営に関する他の条例、規則等の制定改廃及び計画の策定又は変更を行うときは、この条例との整合を図らなければならない。

(3) この条例の尊重(遵守)規定

町民、議会及び行政はこの**条例を誠実に遵守**しなければならない。

自治基本条例の(14)最高規範

最高規範性の担保事業



自治基本条例の(14)最高規範

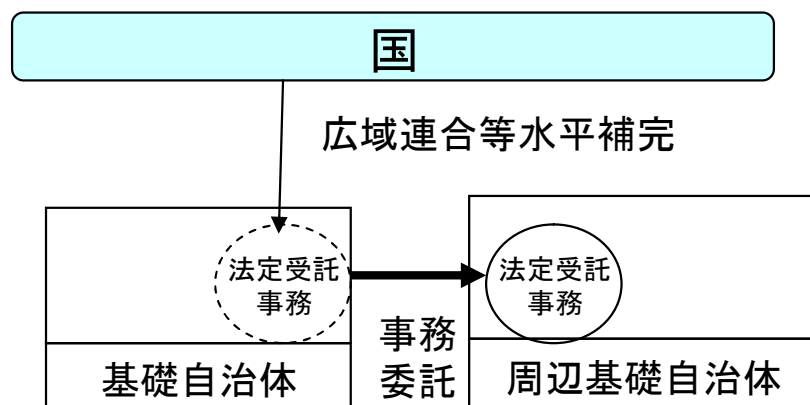
	下川町	白老町	苫小牧市	川崎市	上越市	二セコ町	八雲町	美幌町
最高 規範 性	(条例の位置付け) 第4条 この条例は、町政運営における最高規範と位置付け、町及び議会は、この条例の趣旨を尊重し、他の条例等の制定、改正及び廃止を行います。 2 町は、法令や条例等の解釈及び運用を行う場合も、この条例に照らして判断します。	(まちづくりの最高規範) 第35条 私たちは、本町の自治制度に関する最高規範であるこの条例を誠実に遵守し、これに基づいてまちづくりを進めます。 2 私たちは、本町の政策執行に関する最高規範である総合計画に基づいてまちづくりを進めます。 3 町は、この規範にのっとり、自治の実現に向けた基本的な制度の整備と、町政執行のための基本的な計画の体系化に努めます。	(条例の位置付け) 第28条 市は、条例等の制定及び改廃、法令等の解釈及び運用その他市政運営に当たっては、この条例の趣旨を最大限に尊重して行わなければならない。 2 市は、この条例の趣旨に基づき、各分野における基本条例等を制定し、及びこれらの条例と他の条例等とを体系的に整備するよう努めなければならない。	(位置付け等) 第2条 この条例は、本市の自治の基本を定める最高規範であり、市は、自治運営に関する他の条例、規則等の制定改廃に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図ります。 2 市民及び議員、市長その他の市の公務員は、この条例に定められたそれぞれの役割、責務等に従い、本市の自治運営を担っていきます。	第10章 最高規範性 第42条 この条例は、市における自治についての最高規範であり、市民、市議会及び市長等は、この条例を遵守しなければならない。 2 市議会及び市長等は、他の条例、規則等の制定、改正及び廃止並びに法令の解釈及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図らなければならない。	第14章 まちづくり基本条例の位置付け等 (この条例の位置付け) 第55条 他の条例、規則その他の規程によりまちづくりの制度を設け、又は実施しようとする場合には、この条例に定める事項を最大限に尊重しなければならない。 (条例等の体系化) 第56条 町は、この条例に定める内容に即して、教育、環境、福祉、産業等分野別の基本条例の制定に努めるとともに、他の条例、規則その他の規程の体系化を図るものとする。	第12章 最高規範 1 最高規範 (1) この条例は、八雲町における自治の基本的事項を定める最高規範として位置づけます。 (2) 町民、議会及び行政は、まちづくりに関する全ての活動において、この条例を誠実に遵守しなければなりません。 (3) 議会及び行政は、他の条例、規則等の制定改廃及びまちづくりに関する計画の策定又は変更を行うときは、この条例の内容を遵守し、整合性を図らなければなりません。	

自治基本条例の(11)交流・連携 p90

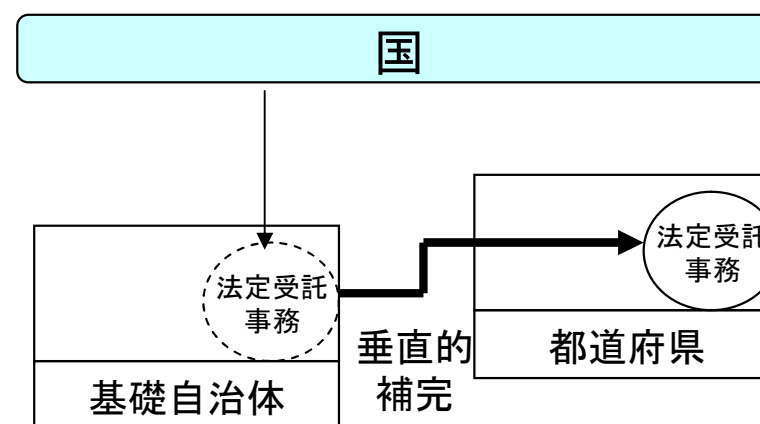
広域連携の拡充

基礎自治体が自ら担う事務事業を選択できる仕組み→合併を強制しない

水平的補完



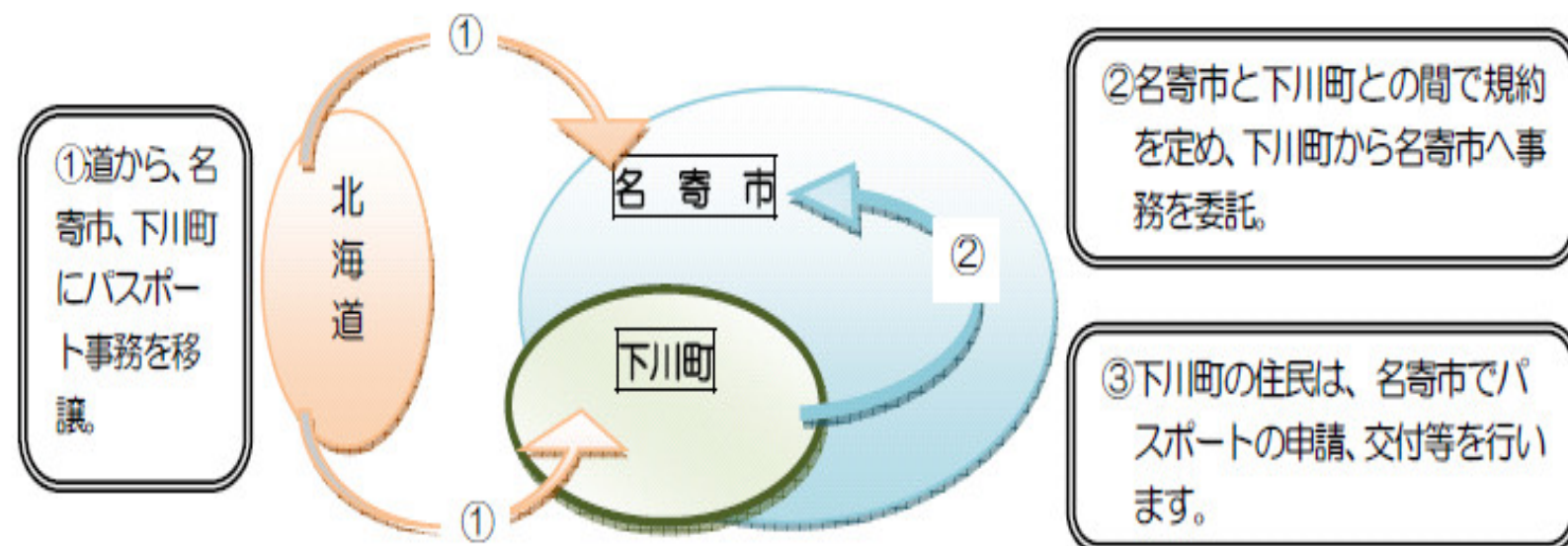
垂直的補完



* 道から名寄市と下川町にパスポート事務の権限を移譲すると同時に、下川町が名寄市に事務を委託し、パスポート申請の窓口を名寄市に集約する道内で初めてとなる取り組みが行われます。

2. 権限移譲に伴う事務委託の取り組みについて

道から名寄市と下川町にパスポート事務の権限を移譲すると同時に、下川町が名寄市に事務を委託し、パスポート申請の窓口を名寄市に集約する道内で初めてとなる取り組みを検討しています。



事務委託のメリット

- 下川町の生活圏である名寄市に窓口を設置することで、下川町民の利便性向上につながります。
(通勤や通学、買い物の際に、パスポートの申請等が可能となります。)
- 名寄市では、中心市街地の活性化にもつながります。
- 名寄市、下川町においては、住民に身近なところで事務が可能となるだけでなく、窓口を集約することにより、一層効率的な事務処理が可能となります。

自治基本条例の(11)交流・連携

	下川町	白老町	苫小牧市	川崎市	上越市	二セコ町	八雲町
連携 交流	(地域内の連携と協力) 第27条 町民、町及び議会は、それぞれの活動において連携かつ協力し、より良い地域社会を形成します。 (他の市町村との連携と協力) 第28条 町は、効率的な町政運営や共通する課題を解決するため、他の市町村との連携かつ協力を進めます。 (国及び北海道との連携と協力) 第29条 町は、国及び北海道と相互に連携かつ協力し、町政運営の課題を解決するよう努めます。 (様々な人との連携と協力) 第30条 町民、町及び議会は、様々な活動や交流を通じて、町外の人々の知恵や意見を町政運営に活かすよう努めます。	(広域連携) 第32条 執行機関は、他自治体と広域的な連携を積極的に進め、相互に協力して、効率的なまちづくりを推進するよう努めます。 2 執行機関は、各分野における様々な取組みを通じて、町外の人々との人的交流を図り、まちづくりの推進に努めます。	(他の市町村等との連携協力) 第27条 市は、共通する課題の解決を図るため、他の市町村と相互に連携を図りながら協力するものとする。 2 市は、政策を実施するため必要があるときは、国及び北海道との役割分担を踏まえ、国及び北海道に対して適切な措置を講じるよう提案するとともに、相互に連携を図りながら協力するものとする。	第4章 国や他の自治体との関係 第34条 市は、国及び神奈川県と対等な立場で相互に協力し、市政の運営に当たります。 2 市は、他の自治体と共通する課題に対しては、積極的な連携を図り、その解決に努めます。	(国、県等との関係) 第39条 市は、市民に最も身近な地方政府として、国、新潟県等とそれぞれ適切な役割分担の下、対等な関係を確立するものとする。 (他の自治体等との連携) 第40条 市は、広域的な課題の解決を図るため、他の自治体等との連携及び協力をするよう努めなければならない。 (海外の自治体等との連携及び国際交流の推進) 第41条 市は、非核平和の実現及び地球規模の諸課題の解決を図るため、海外の自治体等との連携、交流等を積極的に推進するよう努めなければならない。	第12章 連携 (町外の人々との連携) 第50条 わたしたち町民は、社会、経済、文化、学術、芸術、スポーツ、環境等に関する取組みを通じて、町外の人々の知恵や意見をまちづくりに活用するよう努める。 (近隣自治体との連携) 第51条 町は、近隣自治体との情報共有と相互理解のもと、連携してまちづくりを推進するものとする。 (広域連携) 第52条 町は、他の自治体、国及びその他の機関との広域的な連携を積極的に進めるものとする。 (国際交流及び連携) 第53条 町は、自治の確立と発展が国際的にも重要なものであることを認識し、まちづくりその他の各種分野における国際交流及び連携に努めるものとする。	第10章 交流・連携 1 国及び北海道との連携 (1) 議会及び行政は、地方分権の趣旨に基づき、国及び北海道との適切な役割分担を図り、かつ連携した関係を構築するとともに、地方自治の拡充を図るものとしします。 2 他の市町村との連携 (1) 議会及び行政は、他の市町村との広域的な連携の体制及び相互の信頼関係を確立し、互いの自主性を尊重しながら共通の政策課題の解決に取り組むものとしします。 (2) 行政は、前項の課題を解決するため、他の市町村等と共同で組織を設置できるものとしします。 (3) 町民、議会及び行政は、自らが有する知恵及び技術並びに八雲町に所在する公共的な社会基盤等が広域的に活用されるまちづくりに取り組むものとしします。 3 国内外の交流 (1) 町民、議会及び行政は、国内外の様々な人々との交流を深め、その活動によってもたらされる経験、知識及び技術をまちづくりに活かすよう取り組むものとしします。

自治基本条例の(1)前文 p45

前文

- ・まちの歴史、文化、環境
- ・自治の取り組み
- ・自治の理念
- ・市民の決意
- ・宣言

前文

上越市	ニセコ町	八雲町	美幌町
上越地域は、日本海と頸城の山々や大地がもたらす四季折々の恵みを受け、細やかな人の心と文化をはぐくみながら、多様な歴史を刻み、栄えてきました。こうした中、少子化・高齢化の急速な進展や地方分権時代の到来などは、私たちに最も身近な自治体と、そこでの自治の在り方を今一度考えさせる契機となりました。 私たちは、地方分権時代の幕開けを地域が新たに飛躍する機会ととらえて、「豊かさ、安らぎ、快適な生活を市民が支えあう自主自立のまちづくり」という基本理念の下、平成17年1月1日、新しい上越市を発せしました。 新しい上越市のまちづくりにおいて、私たちは、この地域の人々が築き上げてきた歴史や文化、海・山・大地の恵まれた自然などの多様な地域資源を大切にし、「共生」の考え方により人と人、地域と地域が互いに支えあいながら、自らの手でまちをつくり上げ、次の世代に引き継いでいかなければなりません。 そのためには、私たち一人ひとりが、人と郷土を愛する心をより一層はぐくんでいくとともに、まちづくりの主体として、身近なところから市政運営に参画し、協働によるまちづくりを進めていくことが何よりも必要となります。 私たちは、今ここに、自治の主体としての権利と責務を改めて認識し、自主自立のまちづくりに取り組むことを決意して、自治の最高規範となるこの条例を制定します。	ニセコ町は、先人の労苦の中で歴史を刻み、町を愛する多くの人々の英知に支えられて今日を迎えています。わたしたち町民は、この美しく厳しい自然と相互扶助の中で培われた風土や人の心を守り、育て、「住むことが誇りに思えるまち」をめざします。 まちづくりは、町民一人ひとりが自ら考え、行動することによる「自治」が基本です。わたしたち町民は「情報共有」の実践により、この自治が実現できることを学びました。 わたしたち町民は、ここにニセコ町のまちづくりの理念を明らかにし、日々の暮らしの中でよろこびを実感できるまちをつくるため、この条例を制定します。	八雲町は、北海道の南に位置し、日本海と太平洋の二つの海を有する自然の恵み豊かなまちです。平成17年(2005年)10月に、それぞれの歴史を刻んできた八雲町と熊石町が合併し、新しいまちが誕生しました。 八雲町に暮らし、働き、学ぶ私たちは、先人のたゆまぬ努力によって培われてきた歴史と伝統を継承し、豊かな自然と美しい景観を守り、いつまでも住み続けたいと思うことができるまちとするため、八雲町民憲章の理念を尊重し、力強くまちづくりの歩を進めていかなければなりません。 地方分権や少子高齢社会の到来など、私たちを取り巻く社会の環境や人々の価値観が刻一刻と変化する中で、まちづくりとは何か、自治とは何かが問われています。 私たちは、地域の課題を解決し、まちを豊かにするのは私たち自身であるという強い意思をもって、自ら考え、行動し、まちを治めていきます。 自治の主体は町民であるということを基本とし、あるべき自治の姿と仕組みを定め、これを守り育てながら未来を担う子どもたちに引き継ぐため、ここに八雲町自治基本条例(仮称)を定めます。	

自治基本条例の(1)前文 p45

	下川町	白老町	苫小牧市	川崎市
前文	私たちのまち下川町は、豊かな森林(もり)と大地、清らかな名寄川の流れ、澄みきった空気に恵まれ、明治34年(1901年)に開拓の鍬がおろされてから今日まで、先人の英知と情熱を礎に幾多の困難を乗り越え、尊い歴史を刻みながら発展してきました。 私たちは、先人が守り育てた歴史や文化、伝統を未来の子どもたちに引き継ぎ、町民憲章の理念を大切にし、ともに学び、力を合わせ、支え合いながら、「自ら考え、決定し、行動する」新しい時代を築くとともに、持続可能な地域社会の実現を目指します。 この条例は、町政運営の基本的な理念及び制度運営の原則を明らかにするものであり、町民、町及び議会が互いに連携かつ協力しながら、役割と責任を果たし、町民主権による自治を確立するため、ここに下川町自治基本条例を制定します。	私たちのまち白老は、豊かな太平洋(うみ)、多くの清流、緑いっぱいの山々とポロトの森に囲まれた自然あふれるまちです。 私たちは、アイヌの人々や先人が築いた輝かしい歴史と文化のもとに集い、学び、働き、暮らし、多様な産業を育みながら、心豊かに元気なまちづくりを今日まで進めてきました。 私たちは、まちづくりの主体として、協働の精神のもと、将来にわたり力を合わせ、自らのまちを自ら守り、育てることにより、次代を担う子どもたちに引き継ぐ責任があります。 そして、私たちは、自治の仕組みを制度として確立し、さらなる自治の推進を図ることで、「しあわせを感じるまち」を実現するため、白老町自治基本条例を制定します。	私たちのまち苫小牧市は、樽前山や野鳥の聖域としての指定を受けたウトナイ湖などに象徴される豊かな自然のもと、製紙工場の立地や国内初の内陸掘込港の建設等を契機として、北海道における産業の拠点として発展を遂げてきた。 また、人間環境都市を理想の都市像と定め、郷土の発展を願う先人たちの英知とたゆみない努力によりまちづくりが進められてきた。 私たちは、このまちの歴史と伝統を継承し、豊かな自然を守り、産業の拠点としての基盤を発展させるとともに、文化の薫り高く潤いがあり、すべての市民が生き生きと活気にあふれ心豊かに暮らせるまちを築かなければならない。 私たちは、市民が主体となつて、自ら考え、行動し、決定することによりまちづくりを行っていくという市民自治の考え方を基本として、個人の尊厳と基本的人権が尊重される地域社会を創造する取組を通じ、市民であることが誇りに思えるまちを築くことをまちづくりの理念として定める。 私たちは、この理念にのっとり、市民自治によるまちづくりを推進するため、この条例を制定する。	私たちのまち川崎市は、多摩川や多摩丘陵の自然に恵まれ、我が国産業を支える拠点を擁した多様な顔を持つ都市として、公害や急速な都市化の進行への対応など、高度成長期の大都市が抱えた課題の克服に、全市民の英知を結集しながらその歩みを進めてきました。 今、成長と拡大を基調としてきた社会の仕組みや制度の再構築が求められ、少子高齢社会への対応や地球環境への配慮が求められる中で、改めて暮らしやすい地域社会とは何か、自治とは何か、市民と自治体の関係や自治体と国の関係はどうあるべきかが問われています。 私たち市民は、私たち自身が、このような地域社会の抱える課題を解決する主体であることを改めて確認するとともに、信託した市政が、私たちの意思を反映して行われるよう、その運営に主体的に参加し、また、国や神奈川県と対等な立場で相互協力の関係に立って、自律的運営を図り、自治体としての自立を確保する必要があります。 こうした市民自治の基本理念を確認し、情報共有、参加及び協働を自治運営の基本原則として、行政運営、区の在り方、自治に関する制度等の基本を定め、市民自治を確立するため、ここに川崎市自治基本条例を制定します。 そして、私たち市民は、人類共通の願いである恒久平和と持続可能な社会が広く世界に築かれることを希求し、川崎市民としての誇りを持ち、一人ひとりの人権が尊重される「活力とうるおいのある市民都市・川崎」の創造を目指します。